

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「当連盟」という。）の、アスリート委員会（以下、「委員会」という。）について定める。

2 委員会は、専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、パラ・パワーリフティング競技に関連するあらゆる事案について、当連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、当連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにパラ・パワーリフティング競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。

- (1) アンチドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (7) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (8) パラ・パワーリフティング競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (9) 連盟主催事業に協力しパラ・パワーリフティング競技の普及発展に寄与すること
- (10) JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (11) その他選手に関すること

(構成)

第4条 役員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1名～2名

委員 2名以上（現役アスリート男女各1名以上）

2 委員長は、正会員の中から選考し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

4 副委員長は、委員が互選し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートは、年齢が18才以上で、かつ、当連盟の登録競技者のうち、当連盟主催競技会および国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。

2 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(委員の選任)

第6条 委員は自薦と他薦による候補者の中から選任される。

2 アスリート委員に自薦する者は、理事長に対して書面で立候補を表明する。アスリート委員候補を他薦する者は、被推薦者の了解を得た上で理事長に対して書面で推薦する。

3 次期アスリート委員選任後、速やかに理事会に報告する。

(任期)

第7条 委員長、副委員長並びに委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。

3 理事長、理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第9条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数(委任状含む)が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第11条 委員長は、年間の活動計画を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

2 委員会の活動(会議を含む)に当たっては、当連盟で定める旅費規程による。

(事務局)

第12条 委員会の事務は、事務局が行う。

- 附則 1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
2. この規程は、2022 年 10 月 14 日から施行する。